

# 入札公告

次のとおり競争入札に付します。

令和7年5月7日

日本司法支援センター 理事長 丸島俊介

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和7年度日本司法支援センター 法的支援にかかるニーズ調査業務委託
- (2) 仕様等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行場所 日本司法支援センターが指定する場所
- (4) 履行期間 入札説明書及び仕様書による

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてA、B又はCの等級に格付けされた資格を有する者であること。
- (4) 仕様書「第9 資格要件」に掲げる条件を満たす者であること。
- (5) 入札公告日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

## 3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階  
日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係（小室）  
電話 050-3381-1573

## 4 入札説明書等の配布期間及び配布場所

入札公告日から令和7年5月30日（金）  
上記3の場所及び当センターホームページ上

## 5 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない

## 6 入札書の提出期限及び提出場所

令和7年5月30日（金）12時00分  
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係

## 7 開札の日時及び場所

令和7年5月30日（金）14時00分

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター本部 会議室

## 8 入札方式

最低価格落札方式

## 9 入札保証金及び契約保証金

納付を免除する。

## 10 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 11 契約書作成の要否

要

## 12 その他

(1) 詳細は、入札説明書等による。

(2) 本公告期間中に公告内容に変更が生じた場合又は本公告を取り消す場合は、上記3の場所及び当センターホームページ上において公告する。

令和7年度日本司法支援センター  
法的支援にかかるニーズ調査業務委託

期 日	業 務 内 容	備 考
5月7日 水	入札公告 ※法テラスホームページに掲出 本部南側入口掲示板に掲示  入札説明会(実施しない)	
5月13日 火 17:00	質問書提出期限	
5月15日 木 17:00	質問書回答期限	
5月21日 水 17:00	履行確約書等提出期限	
5月23日 金 17:00	入札参加可否通知期限	
5月30日 金 12:00	入札書提出期限	
5月30日 金 14:00	開札・落札者決定	本部会議室

# 入札説明書

日本司法支援センター

入札に参加する者は、入札公告、別添契約書案及び本書記載事項等を熟知の上、入札すること。

- 1 入札事項 **令和7年度日本司法支援センター 法的支援にかかるニーズ調査業務委託**
- 2 仕様 **別添仕様書のとおり**
- 3 入札書提出期限及び提出場所 **令和7年5月30日（金）12時00分**  
**日本司法支援センター本部**  
**総務部財務会計課第二係**  
〒164-8721  
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
- 4 開札日時及び場所 **令和7年5月30日（金）14時00分**  
**日本司法支援センター本部 会議室**  
〒164-8721  
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
- 5 契約予定日 **令和7年5月30日（金）**
- 6 履行期間 **別添仕様書のとおり**
- 7 参加資格
  - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - (3) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「**役務の提供等**」において**A、B又はC**の等級に格付けされた資格を有する者であること。
  - (4) 仕様書「**第9 資格要件**」に掲げる条件を満たす者であること。
  - (5) 入札公告日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。
- 8 入札参加条件

入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、以下に掲げる書類を準備し、下記の提出期限までに指定の場所に持参（土日祝日並びに12月29日から1月3日までを除く毎日、10時から17時まで）、郵送等（書留郵便等に限る。提出期間内必着）又は電子メールにより提出すること。提出された書類に基づく当センターの審査に合格することを入札参加条件とする。

電子メールで提出する場合のメールの表題は、「**【入札書類提出】令和7年度日本司法支援センター 法的支援にかかるニーズ調査業務委託 ○○社**」とすること。

なお、競争参加資格に係る審査結果については、**令和7年5月23日（金）17時**

までに FAX 又は電子メールにより通知するので、審査に合格していることを確認の上、上記 3 の提出期限までに入札書を提出し、入札に参加すること。

- (1) **本件仕様書の要件を満たすことを確約した書面**（別紙「履行確約書」書式による）…………… 1 部
- (2) **「結果通知書」**（別添参照）…………… 1 部  
（別添「結果通知書」に会社名、担当者名、FAX 番号及びメールアドレスを記入の上、提出すること。）
- (3) **令和 7・8・9 年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「資格審査結果通知書」の写し**…………… 1 部
- (4) **本件仕様書に基づいた「定価ベースによる価格証明書」**…………… 1 部  
表題は「価格証明書」とし、積算根拠を明確かつ詳細に記載したもの（業務の内容、規格、単価及び数量を詳細に記載すること。）で、本件仕様書に基づき業務を行った場合の定価ベースによる総額を積算し、入札者が署名又は記名押印を行うこと（値引き等を考慮せず、入札価格そのものを証明するものではないことに留意すること。）
- (5) **「暴力団排除に関する誓約書」**（別添書式による）…………… 1 部
- (6) **仕様書「第 9 資格要件」の 3 に記載の要件を満たすことを証する書面の写し**…………… 1 部

提出期限 **令和 7 年 5 月 21 日（水）17 時 00 分**

提出場所 **日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係**

〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階

電話番号：050-3381-1573

E-mail：keiyaku@houterasu.or.jp

※ 書類提出時に添付の「競争入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト」により内容を確認の上、提出すること。

## 9 入札の方法等

### (1) 入札の方法

ア 入札書の入札金額は、入札書内訳を基に算出した総額を記入し、金額の冒頭に〒記号を記載すること。なお、入札書内訳に記載する単価は整数とする。

イ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書内訳に記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）

ウ 落札後における契約締結に当たっては、入札書内訳に記載された金額による総価契約（項番①）及び1件当たりの単価契約（項番②ないし④）とする。ただし、総価契約部分は入札書内訳に記載された調査業務の金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額をもって契約金額とする。また、単価契約部分の消費税及び地方消費税は外税とし、請求書に明示して総価契約分と併せて請求するものとする。

エ 落札者は、落札決定後速やかに当該落札に係る入札書の金額の内訳（上記 8 (4) の価格証明書書式と同様書式で可。）を作成の上、書面により提出するこ

と。

(2) 入札書の提出方法

ア 入札書を持参又は郵送等により提出すること。なお、競争参加資格に係る審査に合格した者であっても、上記3の提出期限までに入札書の提出がなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

イ 入札書は所定の用紙を使用すること。

ウ 入札書の日付は、入札書作成日付を記載すること（開札日の日付ではないことに留意すること。）。

エ 入札書を持参して提出する場合は、封筒に入れて密封し、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「**令和7年度日本司法支援センター 法的支援にかかるニーズ調査業務委託の入札書在中**」と朱書きすること。

郵送等により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「**令和7年度日本司法支援センター 法的支援にかかるニーズ調査業務委託の入札書在中**」の旨朱書きし、中封筒には、持参して提出する場合と同様に氏名等を朱書きすること。なお、郵送等による場合は、誤配等があった場合のため、発送日時が調査可能な方法（例えば書留郵便）を利用すること。

オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。なお、提出前の入札書の記載事項（金額、数量及び単価は除く。）を訂正するときは、当該訂正部分を二重線で訂正し、当該訂正部分に押印すること。

カ 入札者本人（法人の場合は代表者）が入札するときは、入札書には、当該本人が署名・記名及び押印すること。入札者本人（法人の場合は代表者）以外の者が入札するときは、入札者本人（法人の場合は代表者）から本件入札に関する代理権限を付与された委任状を添付し、入札書には、代理人が署名又は記名押印すること。なお、担当者の氏名及び連絡先を記載した場合は、押印省略可とする。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

ア 入札参加資格のない入札者による入札

イ 入札物件名、入札金額、入札実行者名の確認ができないもの

ウ 入札金額、数量及び単価が訂正されているもの

エ 入札書に日付のないもの又は日付に誤りがあるもの

オ 入札書に入札実行者の署名又は記名のないもの

カ 入札書記載の入札金額（総額）の算出過程に誤りがあるもの

キ 暴力団排除に関する誓約書を提出しない場合及び誓約書に反することとなった場合

ク 複数者の入札者の代理をした者により提出されたもの

ケ その他入札に関する条件に違反したもの

10 開札

(1) 開札は、入札実行者の面前で行う。

(2) 入札場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札場から退去させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者

(3) 本件入札に関し、競争参加者が相連合し、又は不穏な挙動をするなどの場合

で、競争入札を公正に執行することができないと認めるときは、入札の執行を中止する。

(4) 入札場への入場は、入札事業者1社につき1名とする。

#### 11 落札者の決定

(1) 上記8の提出書類の審査に合格し、かつ、有効な入札書を提出した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で**最低の価格**をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、引き続き再度の入札を行うことがあるので、あらかじめ複数枚の入札書用紙を準備すること。

なお、欠席又は開札時刻に遅れた者は、再度入札参加資格を失うものとする。

(3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定する。なお、入札実行者が「くじ」を引くことができないときは、入札執行事務に関係のないセンター職員が「くじ」を引くものとする。

(4) 本件調達が、日本司法支援センター契約事務取扱細則第17条第1項に定める契約（予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約）となる場合において、入札書に記載された金額に消費税相当分を加算した金額が予定価格の制限の範囲内であったとしても、予定価格の60%を下回る金額であったときは、落札決定を留保した上で所要の調査を行うこととする。その結果、当該金額によって契約の本旨に沿った履行が可能と判断できない場合は、落札者としがない場合がある。

また、当該金額が公正な取引を害するおそれがあると判断した場合は、競争参加資格を取り消す場合がある。

#### 12 契約書の作成

競争入札を実施し、契約の相手方が決定したときは、上記5の契約予定日付けで別添様式による契約書を取り交わすものとする。

#### 13 質問書の提出

仕様に関して質問がある場合は、後記質問書提出期限までに後記14の問合せ先に質問書（別添参照）を電子メール（エクセルファイル）により提出すること。口頭又は電話による質問は受け付けない。質問書に対する回答については、下記質問書回答期限までに当センターホームページに掲載する（質問書の提出がない場合は掲載しない）。

質問書提出期限 **令和7年5月13日（火）17時00分**

提出場所 **日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係**

質問回答期限 **令和7年5月15日（木）17時00分**

#### 14 入札手続に関する問合せ先

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係（小室）

電話番号 : 050-3381-1573

FAX番号 : 03-5358-1058

E-mail : keiyaku@houteras.or.jp

※メールの表題は下記のようなタイトルにして送付すること。

メール表題例

**【入札・質問】「令和7年度日本司法支援センター 法的支援にかかるニ**

**ズ調査業務委託 仕様書に関する質問について」〇〇社**

15 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
納付を免除する。
- (3) 費用の自己負担  
入札者は、契約の有無にかかわらず、入札参加に要する一切の費用を負担するものとする。

令和7年度日本司法支援センター  
法的支援にかかるニーズ調査業務委託

仕様書

日本司法支援センター

## 内容

第1	件名	3
第2	目的	3
第3	契約期間	3
第4	調査の概要	3
第5	業務内容	4
1	調査対象者の抽出	4
2	調査票等の設計に係る調整	4
3	調査票等の印刷及び発送	5
4	調査協力依頼はがきの印刷及び発送	5
5	調査票の回収	6
6	問合せ対応	6
7	謝礼品の配布	6
8	調査票の管理等	6
9	集計資料及び図表案の作成・提出	7
10	業務完了報告書の提出	7
第6	予定件数	7
第7	成果物の提出	7
第8	料金の支払い	9
第9	資格要件	9
第10	業務の実施体制・方法に関する事項	9
1	業務実施体制の整備	9
2	作業実施要員について	9
第11	機密保持	9
第12	成果物の取扱いに関する事項	10
1	知的財産権の帰属	10
2	検査	10
第13	再委託に関する事項	11
1	再委託の制限及び再委託を認める場合の条件	11
2	承認手続	11
3	再委託先の契約違反等	11
第14	その他	11

## 第1 件名

令和7年度日本司法支援センター 法的支援にかかるニーズ調査業務委託（以下「本件業務」という。）

## 第2 目的

法的支援を必要とする多くの方々がいままで以上に日本司法支援センター（以下、「センター」という。）と円滑につながるができるよう、司法アクセスの入口となる情報提供業務や経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった時に法律相談援助等が受けられる民事法律扶助業務等、これまでセンターが実施してきた法的支援の取組を振り返り、これからのセンターの取組に活かすため、国民等の法的支援にかかるニーズについて調査を実施する。

## 第3 契約期間

契約締結日から令和7年11月30日まで

## 第4 調査の概要

調査地域：全国

調査対象：18歳以上の男女個人

調査対象数：3,000人

調査期間：契約締結日から令和7年9月30日までの間

調査地点数：210地点

標本抽出法：住民基本台帳からの層化二段無作為抽出法

調査方法：郵送による調査票配布、郵送又はインターネットを通じての回収

回収率：目標回収率は、35%（目標標本数1,050件）とする。

業務範囲：第5「業務内容」のとおり（標本抽出、調査設計、調査票・協力依頼状及び封筒等印刷・発送、インターネットを通じての回答のためのWebページの制作、調査協力依頼はがき印刷・発送、調査票の回収、調査対象者等からの問合せ対応、謝礼品の配布、データ入力集計、報告書作成等）

設問内容：第5の2のとおり

成果物：第7「成果物の提出」のとおり

納入場所：東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階  
日本司法支援センター本部企画調整課

納入期限：令和7年10月31日（但し、図表案及び業務完了報告書の納入期限は、令和7年11月14日とする。）

## 第5 業務内容

### 1 調査対象者の抽出

上記第4のとおり、住民基本台帳からの層化二段無作為抽出法によって、調査対象者を抽出すること。

### 2 調査票等の設計に係る調整

#### (1) 調査項目の設定

調査項目についてはセンターから提供するが、受託者においてはより回収率を上げるための調査項目や調査方法に関して専門的な見地からセンターに対しアドバイスをを行うこと。

#### (2) 調査票及び協力依頼状の設計

調査票及び協力依頼状を設計し、センターの了承を得たうえで、レイアウトやデザイン、内容等を決定することとする。なお、レイアウトやデザイン、内容等については、回答率の向上に資するよう工夫すること。

##### (調査票)

調査票は、全部で20ページ程度(70問程度)印刷部数は3,000部とする。

また、調査対象者が、郵送に代わりインターネットを通じての回答(以下「Web回答方式」という。)ができるよう、受託者において、サーバー等を用意し、調査票と同内容のWebページを制作すること。

Webページは、パソコンのほか、スマートフォン、タブレット端末からも回答ができるようにすること。

調査対象者がWeb回答方式により回答する場合、回答途中で一時保存ができるようにするか、タイムアウトのない設定とすること。

調査票にID等のナンバーを印字するなどの方法により、郵送方式とWeb回答方式による同一人物からの重複回答の有無を識別できるようにすること。

作成するWebページは、上記のほか次の要件を満たすこととし、センターの校正を受けることとする。

ア 調査対象者の個人情報の漏洩やプライバシー侵害の発生を防止すること。

イ セキュリティを確保し、ウイルスやマルウェア等への感染を防止すること。

ウ 重複回答やデータ改ざん等の不正行為を防止すること。

##### (協力依頼状)

協力依頼状文案を作成し、センターの了承を得たうえで、内容を確定させること。同依頼文には、Webページへのログインに必要な情報(QRコード等)を付記すること。その際、同一人物が重複して回答することを防ぐ方策を講ずること。

協力依頼状は主にあいさつ及び調査票記入上の留意点を内容とし、A4サイズ of 用紙1枚に、両面印刷で収まる分量とする。なお、印刷部数は3,000部とする。

### 3 調査票等の印刷及び発送

受託者は、上記1により抽出した調査対象者に対して調査票、協力依頼状及び返信用封筒を封入した封筒を郵送するものとし、これらに係る一切の費用は受託者が負担すること。

#### (1) 調査票及び協力依頼状の印刷

調査票及び協力依頼状は、受託者の負担でそれぞれ3,000部印刷すること。

#### (2) 送付用封筒及び返信用封筒の印刷

調査票及び協力依頼状の送付用封筒（角2形）及び回答の返信用封筒（角2形）は、受託者の負担でそれぞれ3,000枚印刷すること。

（送付用封筒の仕様）

- ・ 大きさは、縦332mm、横240mm（角2形）とする。
- ・ センター貼りでもヨコ貼りでも可とする。
- ・ 封筒に印字する文言については、センターと協議のうえ決定する。

（返信用封筒の仕様）

- ・ 大きさは、縦332mm、横240mm（角2形）とする。
- ・ ワンタッチテープ付き（ハイシール仕様も可）とする。
- ・ センター貼りでもヨコ貼りでも可とする。
- ・ 封筒に印字する文言については、センターと協議のうえ決定する。

#### (3) 発送

調査票等（調査票、協力依頼状、返信用封筒）は送付用封筒に丁寧に封入・封緘し、受託者の負担と責任により調査対象者へ発送すること。なお、調査票等の発送は普通郵便により行う。

発送後、受託者は発送したことを証明する書類の写しをセンターに提出すること。

### 4 調査協力依頼はがきの印刷及び発送

調査期間の半ばに、調査対象者全員に対して調査協力依頼はがきを送付すること。はがきの準備、印刷、発送は受託者の負担と責任で行うこと。なお、はがきにはWeb調査票へのログインに必要な情報（QRコード等）を付記すること。

はがきの内容は、調査回答への改めての協力依頼と、調査に回答したと仮定したお礼等を併記したものとし、センターの了承を得たうえで、内容を確定させること。

なお、発送枚数は上記3の数量と同じく3,000枚を予定しているが、調査開始からはがき発送までに、調査対象者からセンター又は受託者に対して調査に協力できないとの申し出があり、かつ住所と名前を確認することができた調査対象者に対しては、はがきは発送しない。

また、はがきの発送時期については、センターと協議のうえ決定することとし、発送後、受託者は発送したことを証明する書類の写しをセンターに提出すること。

## 5 調査票の回収

調査票の返信先は受託者とする。なお、郵送方式を選択した回答者からの返信に係る費用は、受託者が負担すること。

上記第4のとおり調査票の回収目標標本数は1,050件であり、このうち郵送方式による回収件数は630件程度を見込むが、この件数を保証するものではない。

## 6 問合せ対応

本件業務にかかる調査対象者等からの問合せについては、受託者において対応すること。

## 7 謝礼品の配布

郵送方式又はWeb回答方式により回答したことが確認できた調査対象者に対し、謝礼として謝礼状及び500円相当の粗品(QUOカードを想定)を封入した封筒(長3形)の封筒を用いて郵送することとし、これらに係る一切の費用は受託者が負担すること。

また、受託者は謝礼状の文案を作成し、センターの了承を得たうえで、内容を確定させること。

なお、配布件数については、上記第4の回収率を基に1,050件を見込むが、この件数を保証するものではない。

(謝礼品配布用封筒の仕様)

- ・ 大きさは、縦235mm、横120mm(長3形)とする。
- ・ センター貼りでもヨコ貼りでも可とする。
- ・ 封筒に印字する文言については、センターと協議のうえ決定すること。

## 8 調査票の管理等

### (1) 返信封筒の開封と調査票の整理

郵送方式とWeb回答方式による重複回答の有無を確認し、同一人物からの回答が重複した場合には、センターとの協議により、いずれかの一方を有効な回答として取り扱うこと。

### (2) 調査票のデータ入力

受託者は、回収した調査票(Web回答方式による回答を含む)をもとに、データを入力し、Microsoft Office 文書形式(Excel等)及びSPSSファイル形式で、データファイルを提出すること。データ入力件数は、上記第4の回収率を基に1,050件を見込むが、この件数を保証するものではない。

(データファイルの様式)

データファイルの様式については、様式案を事前にセンターに提出し、承認を受けること。

(留意事項)

データ入力にあたっては、入力の基準(無回答の扱い、無効回答の定義等)を事前にセンターと協議し、承認を得ること。

なお、受託者は、データ入力を担当した者とは異なる者が入力データについて検査を行い、入力誤りがあれば訂正するなど、正確な入力に努めること。

また、成果物提出後にセンターから入力データに誤りがある等の指摘を受けた場合は、その原因を究明し、受託者の負担と責任により速やかにデータの修正を行い、成果物を再提出すること。

#### 9 集計資料及び図表案の作成・提出

受託者は、上記8(2)で入力したデータをもとに集計資料を作成する（Web回答方式による回答を含む）こと。

また、質問項目ごとに報告書に記載することが適切な図表案を作成すること。

なお、図表案の作成にあたっては集計データに加え、属性クロス分析についても検討し盛り込むこと。

集計資料や図表案については、Microsoft Office 文書形式（Word、Excel 等）で、事前にセンターに提出し、承認を受けること。

#### 10 業務完了報告書の提出

本件業務が完了したときは、受託者は、令和7年11月14日までに業務完了報告書を作成し、センターへ提出すること。なお、同報告書の内容については、提出前にあらかじめセンターの了承を得ること。

### 第6 予定件数

下記1ないし3の各業務については、実際に発生した業務件数に応じて受託者の負担で実施すること。なお、件数については予定であり、当該数量を保証するものではない。

- |   |                 |         |
|---|-----------------|---------|
| 1 | 郵送方式による調査票の回収件数 | 630 件   |
| 2 | 謝礼品の配布件数        | 1,050 件 |
| 3 | 回収した調査票のデータ入力件数 | 1,050 件 |

### 第7 成果物の提出

- 1 本件業務における成果物は、調査票等発送を証する書面、回収した調査票、Web回答方式による回答データ、第5の8(2)の調査票入力データ、第5の9の集計資料や図表案、第5の10の業務完了報告書のほか、集計にあたり作成した中間集計表の元ファイル等の全てについて、定められた納入期限までに納入すること（以下の表1も併せて参照。）。

表1 成果物及び納入期限等

No.	提供物	内容	媒体	納入期限
1	調査票等（調査票、協力依頼状、返信用封筒）発	—	紙又は電子	令和7年9月30日までの間でセンターと協議により決定した

	送を証する書面			日
2	調査協力依頼はがき発送を証する書面	—	紙又は電子	令和7年9月30日までの間でセンターと協議により決定した日
3	調査票（Web回答方式による回答データを含む）	調査対象者が回答した調査票。1,050件（うち郵送方式での回答は630件程度）の回収を見込んでいる。	紙又は電子	令和7年10月31日
4	調査票入力データ	回収された調査票を基にMicrosoft Office 文書形式（Excel等）及びSPSSファイル形式で入力したデータファイル。データファイルの様式についてはあらかじめセンターの了承を得ること。なお、入力件数は1,050件を見込んでいる。	電子	令和7年10月31日
5	集計資料	成果物No.4の調査票入力データを基に作成した集計資料	電子	令和7年10月31日
6	図表案	成果物No.4の調査票入力データを基に作成した図表案等	電子	令和7年11月14日
7	業務完了報告書	本件業務の完了したことを報告する書面。内容等について、あらかじめセンターの了承を得たうえで提出すること。	電子	令和7年11月14日
8	その他	集計にあたり作成した中間集計表の元ファイル等	電子	随時

- 2 電子ファイルのデータ形式は、Microsoft Office 文書形式（Word、Excel等）及びSPSSファイル形式とし、これに依り難い場合には、センターと協議すること。
- 3 電子ファイルは、DVD-R等の電磁的記録媒体により提出すること。DVD-R等は、受託者が準備すること。

## 第8 料金の支払い

本件業務における成果物をセンターが確認し、第12の2の検査に合格した後に支払うものとする。

なお、上記第5の7の粗品については実費精算とするので、支払請求に際してはその取得費用が分かる資料を提出すること。

## 第9 資格要件

以下の要件を全て満たす者であること。

- 1 過去5年間に於いて、本件業務と同規模又はそれ以上の規模の調査（住民基本台帳からの層化二段無作為抽出法による郵送調査（回答方法は、郵送又はインターネット））を5件以上実施した実績があること。なお、センターが求めた場合、本件業務を確実に実施できることを証する資料等を提出できること。
- 2 調査・統計業務の専門家を有し、センターに対し、設問設定、調査設計、データ補正及び報告書作成過程において適宜助言等を行えること。
- 3 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークを取得している者。なお、契約期間中に資格の更新又は認証の継続を行う者であることを要する。

## 第10 業務の実施体制・方法に関する事項

### 1 業務実施体制の整備

受託者は、本仕様書に定める業務内容及び想定スケジュール等を踏まえ、本件業務を円滑に進めるために必要な業務実施体制を整備すること。

また、受託者は契約締結後1週間以内にスケジュール等についての打合せを実施すること。打合せは、センターの本部で行うことを想定しているが、状況等により、センターの本部以外の場所や、Web会議等の方法で行うことができる。

### 2 作業実施要員について

本件業務に当たる要員は、本仕様書に定める業務内容を十分理解し、実施するために必要な経験及び実績並びに知識及び能力を有する者であること。

## 第11 機密保持

1 受託者は、センターが提供し、又は受託者が本件業務で知り得た情報を第三者に開示し、又は本件業務以外の目的で利用しないこと。ただし、次の(1)から(5)のいずれかに該当する情報は除く。

- (1) センターから取得した時点で、すでに公知であるもの
- (2) センターから取得後、受託者の責によらず公知となったもの
- (3) 法令等に基づき開示されるもの
- (4) センターから秘密でないと指定されたもの

- (5) 第三者へ開示又は本件業務以外の目的で利用することにつき、事前にセンターと受託者が協議し、センターの承諾を得たもの
- 2 本件業務で入手又は知り得た情報を第三者に開示することが必要な場合は、あらかじめセンターの承諾を得ること。
- 3 その他、本件業務に関する機密保持に関して適切な措置を講ずること。

## 第 12 成果物の取扱いに関する事項

### 1 知的財産権の帰属

- (1) 受託者が作成した成果物について、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条、第 23 条、第 26 条の 2、第 26 条の 3、第 27 条及び第 28 条に定める著作権は、引き渡しにより、センターに移転するものとする。なお、受託者が本業務より前に留保している著作物に関しては、事前にセンターに提示するとともに、改修や再利用に関する条件を提案時に明示し、センターが将来にわたって利用できるように調整すること。
- (2) 受託者が作成した成果物について、センター及びセンターが指定する第三者に対し、著作権法第 18 条から第 20 条に定める著作者人格権を行使しないこと。
- (3) 受託者は、全ての成果物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証すること。また、本件業務において、第三者の知的財産権又はノウハウを使用・実施する場合、受託者は、その使用・実施に対して一切の責任を負うこと。
- (4) 受託者が納入した成果物に関わる知的財産権及び製造者責任について、第三者からの請求を受け、又は訴訟を提起された場合には、その責めを全て受託者が負うこと。
- (5) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、受託者は当該著作物の内容について事前にセンターの承認を得ることとし、センターは当該著作物を許諾条件の範囲で使用するものとする。

### 2 検査

- (1) 受託者は、成果物について、納入期限までにセンターに対し内容の説明を実施し、検査を受けること。
- (2) 検査の結果、履行内容に不備又は誤り等が見つかった場合には、速やかに必要な修正等を行い、変更点についてセンターに説明を行ったうえで、センターと合意した日時までに再度納入すること。

## 第13 再委託に関する事項

### 1 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- (1) 受託者は、本件業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、主たる部分を除く一部について、受託者があらかじめ、再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、委託する業務の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託予定金額、その他センターが求める事項を記載した申請書及び再委託先に係る履行体制図を提出して再委託の申請を行い、センターが承認した場合はこの限りでない。その場合、受託者は、本契約上受託者に求められる水準と同等の情報セキュリティ水準を、再委託先においても確保すること。また、受託者は、再委託先が実施する情報セキュリティ対策及びその実施状況について、センターに報告すること。
- (2) 受託者は、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

### 2 承認手続

- (1) 本件業務の主たる部分でない一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ上記1(1)に定める事項を記載した申請書及び再委託に係る履行体制図をセンターに提出し、承認を受けること。
- (2) 再委託先の変更等を行う必要が生じた場合について、上記(1)を準用する。

### 3 再委託先の契約違反等

再委託先において、本仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務を違反した場合には、受託者は、一切の責任を負うとともに、当該再委託先への再委託を中止しなければならない。

## 第14 その他

- 1 受託者は、本件業務の円滑な実施を図るため、センターと連絡を密にするとともに、本件業務を実施するうえで不明な事項が生じた場合は、必ずセンターと調整を行うものとする。
- 2 受託者は、センターが本契約に基づき、情報の開示又は作業の改善を求めた場合には、速やかに対応するものとする。
- 3 本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じ、又は本件業務の内容を変更する必要が生じたときは、センターと受託者で協議し、決定するものとする。
- 4 本仕様書の内容又は解釈等に疑義が生じた場合は、センターと受託者で協議し、決定、解決するものとする。

質 問 書

件名：「令和7年度日本司法支援センター  
法的支援にかかるニーズ調査業務委託」

日 付 令和 年 月 日

所在地

会社名

担当者

電 話

F A X

E-mail

項番	区 分	該当ページ	質 問 事 項	回 答
1	仕様書〇(〇)	〇〇ページ	「〇〇〇」について ※内容は簡潔にまとめること	

用紙規格：日本産業規格A列4番縦長横書き

エクセルファイルで作成・送付のこと

【別紙】

## 履 行 確 約 書

日本司法支援センター理事長 殿

当社は、令和7年5月7日付け公告の「令和7年度日本司法支援センター 法的支援にかかるニーズ調査業務委託」に係る仕様書等を検討した結果、契約締結に至った場合には、契約事項遵守の上、仕様書記載の業務を確実に履行し得ることを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所  
会社名  
代表者

印

担当者  
氏 名  
連絡先

※担当者の氏名、連絡先を記載した場合は、代表者の押印省略可

会 社 名

担当者氏名

(FAX番号 )

(メールアドレス )

日本司法支援センター

## 結 果 通 知 書

貴社から提出がありました令和7年5月7日付け公告の「令和7年度日本司法支援センター 法的支援にかかるニーズ調査業務委託」に関する入札参加資格の審査結果は、以下のとおりです。

合 格

不 合 格

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課 小室

電話 050-3381-1573

※ 本通知書による合格の連絡を受領した後に、入札書を提出してください。

なお、入札書の提出期限となる時刻と開札時刻とは異なりますので、ご注意ください。

入札書を提出し、開札を欠席する場合は、あらかじめ当センターに連絡してください。

## 誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

日本司法支援センター

理事長 殿

令和 年 月 日  
住所（又は所在地）  
社名及び代表者名

印

担当者  
氏 名  
連絡先

（注）担当者の氏名、連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

# 入札書

入札物件名 令和7年度日本司法支援センター  
法的支援にかかるニーズ調査業務委託

金	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

(数量一式・税抜価格) ①+②+③+④

(内訳)

調査業務 (以下②～④以外の全ての業務)		=		円…①	
郵送方式による調査票の 回収(仕様書第6の1)	円	×	630件	=	円…②
謝礼品の配布 (仕様書第6の2)	円	×	1,050件	=	円…③
回収した調査票のデータ 入力(仕様書第6の3)	円	×	1,050件	=	円…④

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、  
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

令和 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所在地

会社名

代表者氏名

又は

代理人氏名

印

(注) 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

担当者

氏名

連絡先

## 委 任 状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を、「令和7年度日本司法支援センター 法的支援にかかるニーズ調査業務委託」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

### 記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人選任の件
- 6 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者 所 在 地

商号又は法人の名称

代表者氏名

印

受 任 者 住所・連絡先

氏 名

代 理 人  
使用印鑑

(注) 受任者の連絡先を明記した場合は、押印省略可

代 理 人 使用印鑑

## 委 任 状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を、「令和7年度日本司法支援センター 法的支援にかかるニーズ調査業務委託」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

### 記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者 所 在 地

商号又は法人の名称

代表者氏名

受 任 者 氏 名

印

復代理人 住所・連絡先  
氏 名

復代理人  
使用印鑑

(注) 復代理人の連絡先を明記した場合は、押印省略可

## 契 約 書

1. 件 名 令和7年度日本司法支援センター 法的支援にかかるニーズ調査業務委託
2. 仕 様 別添仕様書のとおり
3. 履行場所 別添仕様書のとおり
4. 履行期間 別添仕様書のとおり
5. 契約金額 金●●●●●円（消費税及び地方消費税額を含む。）  
郵送方式による調査票の回収、謝礼品の配布及び回収した調査票のデータ入力各業務単価は別紙のとおり（消費税及び地方消費税額を含まない。）

頭書の業務について、日本司法支援センター（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、以下のとおり、業務委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、乙が別添仕様書に基づく業務（以下「本件各業務」という。）を行い、甲が契約代金を支払うことを目的とする。

（監督）

第2条 甲は、乙による本件各業務の遂行状況を監督するため、甲の指定する監督者その他の者（以下「監督者等」という。）を乙に事前に通知の上、乙の通常営業時間内に乙の作業場その他の関係場所に派遣することができる。

2 乙は、監督者等の職務に協力しなければならない。

3 甲又は監督者等は、本契約の目的の達成に重大な影響を及ぼすと判断される事項については、書面で変更又は改善の指示をすることができる。

（検査）

第3条 乙は、本件各業務を完了したときは、業務の完了を確認するための甲の検査を受けるものとする。

2 甲は、業務が完了した旨の届出があったときは、その日から10日以内に前項の検査を行うものとする。

3 乙は、第1項の検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを是正改善して、甲の検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(契約代金の請求及び支払)

第4条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。乙が消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第7号の2に定める適格請求書発行事業者である場合は、同法第57条の4第1項各号に掲げる事項を請求書、納品書その他これらに類する書類に記載しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求があったときは、その請求を受けた日から30日以内に契約代金を乙に支払うものとする。

3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により前項に定める期間内に契約代金を支払わなかったときは、乙に対して、その支払期限の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年2.5パーセント（本契約期間中に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定められた率が改定された場合、改定後の期間に係る率は、改定後の率とする。）の割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、前項に定める期間内に支払わないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、前項に定める期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計上しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、甲は、これを支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(再委託)

第5条 乙は、本件各業務の全部又は主たる部分を第三者に委託することはできない。

2 乙は、本件各業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合には、甲の定める様式により再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。

3 乙は、本件各業務の一部を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

4 乙は、本件各業務の一部を再委託しようとするときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託先と約定しなければならない。

(再委託に関する内容の変更)

第6条 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により再委託変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(履行体制)

第7条 乙は、再委託先から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称、住所及び委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲の定める様式により作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに甲に書面により届け出なければならない。ただし、商号若しくは名称又は住所のみの変更の場合は、届出を要しない。

3 前項の場合において、甲は本件各業務の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(個人情報等の取扱い)

第8条 乙は、本件各業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及び乙が策定した個人情報保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号に従うこと。

(1) 乙は、本件各業務の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。

(2) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲に対し書面で報告すること。

(3) 乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。

(4) 乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承諾を受けること。

(5) 乙は、甲から提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体(これらの複製を含む。)について、本件各業務の終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲に返却し、又は、個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、甲の定める様式により「廃棄等報告書」を提出すること。

(6) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務(以下「委託業務」という。)を第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。)に再委託をしようとする場合には、甲の定める様式に

より「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書」を提出し、あらかじめ甲の承認を受けること。

(7) 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請書」を提出し、甲の承認を受けること。

(8) 前2号の規定に基づく取扱いについては、再委託先が委託業務を更に再委託しようとする場合についても同様とする。

(9) 乙は、本件各業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委託先と約定すること。

(10) 乙は、乙及び再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。

(11) 乙は、本件各業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を甲に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと。

(12) 乙は、本件各業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等を当該業務の終了後においても漏えいしないこと。

(13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止、被害拡大防止等のための適切な措置を採ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること。

(14) 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うこと。

2 甲は、必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先の事業所等の関係場所において調査をすることができる。

3 乙が第1項各号のいずれかに違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止等)

第9条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

(期限の延長)

第 10 条 乙は、自己の責めに帰することができない事由により履行期限内に本件各業務を履行することができないときは、甲に対して遅滞なく理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合、延長の可否及び日数は、甲乙が協議して定めるものとする。

2 乙の責めに帰すべき事由により履行期限内に本件各業務を履行することができないときは、甲は、乙から遅延料を徴して履行期限を延長することができる。

3 前項の遅延料は、遅延日数 1 日につき当該月分の契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）及び契約単価（契約締結後に契約単価の変更があった場合には、変更後の契約単価。以下同じ。）に発注数量を乗じて得た額に対して年 3.0 パーセントの割合で計算した額とする。  
（甲の契約解除権等）

第 11 条 甲は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する事由があるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 本件各業務の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき。

(2) 履行期限内に本件各業務を履行する見込みのないことが明らかに認められたとき。

(3) 乙が本契約の条項に違反したとき。

2 前項各号のいずれかに該当するときは、甲は、契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額（単価契約部分は、この契約書で定める契約単価に予定数量を乗じて得た額。以下同じ。）の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。乙が甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。

3 前項に定める違約金は、損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。

4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、本件各業務を履行することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

5 甲及び乙は、第 1 項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

6 第 1 項、第 4 項又は前項の規定により本契約が解除されたときは、甲は、業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払わなければならない。

（損害の賠償）

第12条 乙は、債務不履行その他原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

第13条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)

第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。)の規定による排除措置命令を行ったとき。

(2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第14条 乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条

第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪に係る有罪判決が確定したとき。

2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令（同法第7条の3第1項、第2項又は第3項の規定を適用したものに限る。）を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

6 本条の規定は、本件各業務の履行が完了した後においても効力を有する。

（属性要件に基づく契約解除）

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 16 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(再委託先等に関する確約)

第 17 条 乙は、前 2 条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を再委託先等（再委託先（再委託以降の全ての受託者を含む。）及び乙が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託先等に関する契約解除)

第 18 条 乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

第 19 条 甲は、乙が第 15 条及び第 16 条の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

- 2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

- 3 甲は、第 15 条、第 16 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 4 乙は、甲が第 15 条、第 16 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 5 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 6 乙が第 1 項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 20 条 乙は、自ら又は再委託先等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下単に「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第 21 条 甲は、成果物の引渡しを受けた後、成果物の種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用でこれを修補する等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。

- 2 甲は相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その期間内に追完がないときは、甲は、乙に対してその不適合の程度に応じて契約代金の減額請求をすることができる。

ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに契約代金の減額請求をすることができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 契約の性質により、履行期限までに履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が履行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。
  - (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、本契約の不適合により損害を被ったときは、

乙に対して、第 12 条に規定する損害の賠償を請求することができる。

- 4 甲は、前 3 項の請求をするに当たっては、乙が本契約に不適合な成果物を引渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから 1 年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。ただし、契約不適合に係る期間について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。

(所有権)

第 22 条 本契約に係る成果物の所有権は、その引渡しにより甲に帰属するものとする。

(知的財産権の帰属等)

第 23 条 本契約により納入される成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、前条に規定する所有権の移転の時に甲に移転するものとする。

- 2 乙は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、甲及び甲が指定する第三者に対して、成果物に係る著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を一切行使しないものとする。

3 乙は、成果物の作成に当たり、第三者の特許権、意匠権、著作権等の知的財産権を利用するときは、その利用に対する一切の責任を負うものとする。

4 前項の知的財産権の利用に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、自己の責任において解決に当たるものとする。

5 前項の紛争により甲が損害を被ったときは、乙は、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

(過失責任)

第 24 条 乙は、乙の従業員等の故意又は過失により甲の施設機器等を破損又は紛失した場合、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- 2 乙は、甲の責めに帰することができない事由により乙の従業員等が本件各業務遂行中に被った損害につき、これを補償するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

(危険負担)

第 25 条 甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が本件各業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。

- 2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が本件各業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、自己の債

務を免れたことにより、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(割合的報酬)

第 26 条 乙は、甲の責めに帰することができない事由により、本件各業務を完了することができなくなった場合又は本契約が本件各業務の完了前に解除された場合において、乙が既に履行した業務のうち、可分な部分によって甲がその利益を受けたときは、乙は、甲が受けた利益の割合に応じて契約代金の支払を請求することができる。この場合、乙は、可分な部分について第 3 条の規定に準じて甲の検査を受けなければならない。

(秘密の保持)

第 27 条 乙は、本契約の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了した後も有効に存続する。

(契約保証金)

第 28 条 本契約に関しては、乙は、保証金の納付を要しない。

(管轄裁判所)

第 29 条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第 30 条 本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。本契約書に定めのない事項についても、同様とする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

甲 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階  
日本司法支援センター  
理事長 丸島俊介

乙 東京都●●区●●町……  
●●株式会社  
代表取締役 ● ● ● ●  
(登録番号 T-\*\*\*\*\* )

## 契約金額内訳(単価表)

番号	業務内容	1件(1通)当たり 単価 (円/税抜)	予定件数	予定総額 (円/税抜)
1	郵送方式による調査票の回収		630 件	
2	謝礼品の配布※		1,050 件	
3	回収した調査票のデータ入力		1,050 件	

なお、予定件数については、目標件数であり、本件における契約件数を保証するものではない。

※ 粗品(本体)については消費税非課税である。

(円/税抜)

予定総額合計	
--------	--